

平成28年度普通会計決算認定特別委員会

平成29年10月16日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

来代委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

鈴木警察本部長

来代委員長、岡副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃から警察行政各般にわたり深い御理解と御協力を頂き、この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは私から、平成28年度警察本部主要施策の成果の概要につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。なお、刑法犯認知件数、検挙件数などの統計数値については、年単位となっておりますので御了承いただけますようお願い申し上げます。

平成28年中、県警察では、安全安心を誇れる徳島県の実現を運営指針として、五つの運営重点に基づき各種施策を推進しております。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

県警察では、平成25年から地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策に取り組んでおり、その結果、治安のバロメーターとされる刑法犯認知件数は、平成28年中3,953件と戦後初めて4,000件を下回り、過去最多であった平成15年の約3割まで減少させたところであります。

ストーカー・DV等の人身安全関連事案に対しては、関係法令を的確に適用するなどして、被害者の安全確保を最優先に先制的な対処に努めております。

また、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺に対しては、高齢者を対象としたコールセンター事業、フェイスブックやラインなどのソーシャル・ネットワークキング・サービスを利用した情報発信、金融機関、タクシー協会等と連携した水際対策を推進したほか、だまされた振り作戦を展開し、過去最多となる32件22人を検挙し、県民の安全安心の確保に努めております。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

平成28年中、殺人、強盗等の重要犯罪は認知件数42件、検挙件数41件、検挙率97.6%であったほか、空き巣などの重要窃盗犯は認知件数361件、検挙件数335件、検挙率92.8%と、それぞれ高水準の結果を得たところであります。

知能犯事犯では破産法違反事件を検挙したほか、暴力団対策では六代目山口組の分裂以降、対立抗争集中取締本部を設置し、徹底した取締りや情報収集活動、事業者、自治体等による暴力団排除活動を積極的に支援しております。

第3は、交通死亡事故の徹底防止であります。

平成28年中の人身交通事故の発生件数、負傷者数は共に昭和43年以降、最少でありましたが、交通事故死者数は49人で、このうち高齢者が約8割を占めたほか、高齢運転者が当

事者となる死亡事故が大幅に増加しております。

県警察では、高齢者の事故防止対策を最重要課題と位置付け、関係機関・団体との連携を一層強化し、高齢者の心に届く情報発信や分かりやすい交通安全施設の整備、シルバードライバー自己診断講習など、体験型の運転者教育を実施したほか、運転に不安を有する高齢者が免許証を返納しやすい環境の整備に向けた取組を進めております。

また、飲酒運転等重大事故に直結する悪質かつ危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りを強化しているところであります。

第4は、大規模災害等への徹底対応であります。

今後、発生が懸念される南海トラフ等大規模災害に対しては、迅速かつ的確な初動対応がとれるよう、最新の被害想定を勘案し、活動拠点の整備・機能強化を計画的に進めるとともに、初動対応訓練や装備資機材の習熟訓練を繰り返し、救出・救助などの対応能力の向上と自治体や防災関係機関との連携強化を図っております。

また、自然災害だけでなく、テロ等の事態を想定した訓練を重ねるとともに、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関と連携し、緊急事態への対応能力の向上に努めたところであります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

県警察では、若手警察官の早期戦力化と実務能力向上を図るため、ベテラン警察官によるマンツーマン指導や専門的知識・技能の伝承教養、ロールプレイング方式による実践的な事案対応訓練を実施するなどの諸施策を推進しております。

また、治安情勢の変化等に的確に対応するため、今後の組織の在り方や、これに密接に関連する警察施設の整備等を内容とする警察署再編整備等総合計画を策定したほか、高齢者の心に届く情報発信プロジェクトチームを創設し、ラッピングバスを活用した移動・訪問型の情報発信活動を開始しております。

以上、主要施策の成果の概要について説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

尾田警務部理事官

私からは、普通会計決算認定特別委員会資料の4ページでございます、平成28年度の歳入歳出決算額について御説明申し上げます。

まず、（1）歳入決算額でございますが、予算現額29億1,261万5,000円に対しまして、収入済額は使用料及び手数料など総額27億9,510万9,822円となっております。

なお、収入未済額の110万1,000円につきましては、放置駐車違反の運転者の特定が困難な場合、その車両の使用者が納付する放置違反金が未納となっているものです。

続きまして、（2）歳出決算額につきましては、予算現額216億2,191万円に対しまして、支出済額は人件費や施設整備費、その他活動費で総額212億5,856万1,420円となっております。

以上が、平成28年度の歳入歳出決算額の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

来代委員長

以上で、説明は終わりました。
それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岡田委員

昨年、総務委員会で、女性警察官の採用の割合とか、女性警察官の期待されるべき仕事の話と申しますか、DVの被害者であったり性被害者をいろいろ連携して支援しますというような取組の仕組みも昨年出来上がっているんですけど、その中において女性警察官を増やしていってくれるというような方向で答弁を頂いています。

今まで、女性警察官の配置先というのは限られていたかもしれないんですけど、今後、幅広く採用されていくようになりますと、女性も男性とともにいろいろな場所で活躍できると思うんです。現状として、どのような場所に配置されているのかお伺いします。

岡崎警務課長

女性警察官の配置部署についてでございますが、県警察では平成5年から女性警察官の採用を始めました。本年4月1日現在で115名が勤務しており、全警察官に占める割合は7.4%となっております。

現在、女性警察官は、13の警察署全てに複数人を配置しているほか、県警察本部においても15の所属に配置しております。部門別では、警務、生活安全、地域、刑事、交通、警備の全部門に配置しております。上級幹部である警部には5名を登用しており、警務部、刑事部の課長補佐、警察署の交通課長、生活安全課長として配置するなど、女性警察官の職域の拡大に努めているところでございます。

今後も、職員個々の能力や実績等に応じ、更に女性警察官の職域の拡大に向け、配置、登用を進めてまいりたいというふうに考えております。

岡田委員

女性ならではの特性を生かした場所であったり、また男性の警察官とともに働くことによって、男性の警察官にとっても業務がやりやすいといった相乗効果も期待されますし、いろんな場所での女性警察官の活躍が、徳島県の安全安心につながっていくようにも期待しております。そのあたりで、いろんな部署、全ての警察署に配置して下さっているお話でしたので、まずは近くの警察署が、市民の皆さん、県民の皆さんにとって一番の相談場所の位置付けになれるよう話をさせていただきました。

その中であって、警察官の皆さんにもそれぞれ得手不得手というものもあると思うし、女性警察官の皆さん方の意見と申しますか希望というのは、現状として、どのように聞かれて対応されているのかをもう少し具体的に教えてくれませんか。

岡崎警務課長

女性警察官の配置につきましては、平成23年に策定しました徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画に基づきまして、個々の女性警察官の経験年数であったり、適正等を総合的に判断して職域の拡大に努めております。

以前は、交通部門のみの配置でありましたけれども、現在は、性犯罪捜査やDV・ストーカー事案の担当等、女性の配置が望ましいポストも含めまして、刑事、生活安全部門等、部門に関係なく配置しているところでございます。

そのような中において、勤務経験が少ない若手女性警察官が経験豊富な女性警察官から指導・助言を受けるメンター制度の導入であったり、女性警察官及び女性職員で構成するワーキンググループを設置いたしまして、勤務実態等の把握に努めているところでございます。

今後とも、女性警察官から幅広い意見や要望をくみ上げるとともに、女性警察官の勤務実態を把握いたしまして、真に女性が活躍できるようなポスト等への配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

岡田委員

是非、皆の意見を聞きながら、調整もしながら進めてもらいたいと思います。ただ、警察には、警察署以外にも各地域に根差した取組をされている場所もあるんですけど、交番・駐在所については、現在、女性警察官は配置されているのでしょうか。

そして、女性警察官は現在115人との話だったのですが、今後の配置計画というか、女性警察官を採用していただいて経験を積んだ皆さんが増えていくことが想定されますので、今後どのような検討をなされているのかについて教えてもらえますか。

岡崎警務課長

警察署の交番・駐在所への女性警察官の配置でございますが、市街地の多忙な交番につきましては、既に女性警察官を複数人配置して、24時間勤務で事案の対処等に当たっているところでございます。

ただ、駐在所は、職員及び家族がその施設に居住することが原則であることから、現時点においては女性警察官を配置しておりません。全国的には事例は少ないものの、複数制駐在所への女性警察官の配置や警察官夫婦の配置はあるものと承知しております。

委員御指摘のとおり、女性警察官を配置してほしいというニーズが高まっているところでありまして、本年3月に策定いたしました警察署再編整備等総合計画には、自治体庁舎への駐在機能の配置や大規模店舗内に警察官立寄所を設置するなど、新たな運用方法や施設整備も盛り込んだところであります。具体的には、今春開店したイオンモール徳島に警察官立寄所を設置したほか、美馬市が整備を進めております地域交流センター内に通い型の施設として、脇町脇駐在所の移転整備を予定しております。

このように、ハード、ソフト両面から、女性警察官が真に活躍できる場の拡大に向けて取組を進めているところであります。

岡田委員

女性の皆さんが働きやすいといいますか、女性と男性を区別していただかないといけないハード面の整備があつてこそ、そこで活躍できるという前提があります。その場合、女性に配慮するのではなくて、女性に配慮してくれることによって共に働く男性の皆さんにとっても居心地の良い場所といいますか、仕事をしやすい場所になると思います。例え

ば、更衣室の女性用をつくるとか、トイレの女性用をつくるとか、仮眠室の女性用をつくるとかということは、言い換えれば、共に働く男性の方にとっても非常に仕事のしやすい環境になると思いますので、そのあたりは男女の区別ができるようにして、女性を配備できるように進めていただきたいと思います。

今後、女性警察官を配置していきやすいように、新しく作り直す部分であったり、施設整備と併せて計画を立てながら進めていただければと要望させていただきたいと思います。特に、女性の男性のというよりは、女性ならではの特徴、男性ならではの特徴を持って、県民の皆さんのために仕事がしたいという志を持って立派な警察官になっていただいたので、皆さんが普通に仕事がしやすいような環境づくりというのは、まずはハード面で、次に、先ほどおっしゃっていただいたワーキンググループでいろんな情報交換ができるソフトの部分も活用しながら、何が欠けてもうまくいかないと思いますので、そのあたりのバランスがとれるように進めていただきたいと思います。配置先が整っていなければ女性を配置するに至りませんので、女性警察官が先ほどの駐在所も含め、県内全ての場所で活躍できる職場として在るべきだと私は思いますので、その中でハード面、施設の不備が女性警察官の活躍を妨げるのであれば、それはまずもって施設の改善事業が必要だろうと思います。そのためには、女性警察官の配置先を計画とともに定めてもらって、施設整備も併せてしていただくことによって女性が更に活躍でき、県民の皆様の安全安心につながると思うので、是非そのあたりの取組をしていただきたいと思います。

そして、高齢者の皆さんに女性警察官が優しく声を掛けるというのも、別に男性警察官がいかついわけではないんですけど、やはり気持ち的に、毎朝交番とかの前を通るのが楽しみになるのではないかと思います。子供たちも元気に声を掛けてもらうことによって、その通学路を見守ってもらっているという心の支えになっていく場所になってほしいと思うので、女性警察官の配置先と施設計画を併せて今後どのように取り組まれていくのかと、そのあたりを検討されているのかどうかお伺いします。

高橋拠点整備課長

岡田委員には、かねてから女性警察官の施設の話で御質問を頂いているところであります。県警察で管理する警察署、交番・駐在所は、平成5年の女性警察官の採用以前に整備したものが多くありまして、このような施設には女性専用の仮眠室、トイレが整備されていなかったところであります。

そこで、県警察では平成18年以降、防災拠点となる耐震化ということで警察署の耐震化を進めてまいりましたが、その過程において女性専用の仮眠室、トイレを整備してきたところであります。また平成27年には、女性警察官の配置が多い徳島市内周辺の交番施設を中心に、女性専用のトイレ、仮眠室等の整備を進めてまいりました。

そこで委員からもお話がありましたように、今後、女性警察官を増員していくに当たり、より良い勤務環境を整えるためには人事面と施設整備が連動していくことが必要であると考えておりまして、本年4月には警察本部内に警察署再編整備等総合計画を推進するための推進室を設けまして、人事担当を先ほどから答弁しております警務課長が室長に、そして私は施設を担当している課長でありますけれども統括推進官に指定されまして、女性の採用と職域の拡大などの人事政策と施設整備を連動させているところであります。

施設整備は多額の予算が必要になりますので、一朝一夕には課題が解決するわけではありませんけれども、委員からありましたように、男女問わず働きやすい職場というのは双方にとってメリットがありますので、人事と施設整備を連動して環境を整備してまいりたいと考えております。

岡田委員

当然ハード面に費用がかかってくる話ではありますが、女性職員の割合が増えていくということは、女性がどの部署でも仕事ができるという環境を整えていくのと併せて御答弁を頂いたように取り組んでいただきたいと思います。

女性の人事面と施設整備とを離して考えることはできないと思いますので是非、計画をもって、女性警察官の皆さんが仕事をしやすい環境、併せて男性の皆さんが仕事をしやすい環境をつくっていただいて、それが県民の皆さんの安全安心につながっていくような警察の皆さんの仕事になるように申し上げて終わります。

喜多委員

警察の皆さんの努力のお陰で、刑法犯認知件数も戦後最小になっております。

今回は、交通安全施設の整備と交通安全の指導について、お尋ねしたいと思っております。

交通安全施設整備事業で6億6,100万円余りと平成28年度決算にありますけれども、20年ぐらい前に比べてどのくらい減ったのかをお尋ねします。

山上交通企画課長

交通安全施設整備事業費の推移ではありますが、厳しい財政状況から減少傾向にありまして20年前の平成9年度に約11億7,500万円であったものが、今年度は約6億1,600万円となっており約5億5,900万円の減額となっているところでございます。

喜多委員

20年前が約11億円ということで、すごい減りようだと思います。段々と整備されたということもあると思いますけれども、それと併せて新しい施設も段々とできる、道路は減らない。市内周辺でしたら環状線ができたり、新しい道路がスピードは遅いのですが段々と整備されて、県民市民にとっては本当に有り難いことだと思いますけれども、その予算が20年前に比べて半額になったということで、この交通安全施設の整備を進めるに当たって、どのような問題点があると思いますか。

山上交通企画課長

本県における交通安全施設の整備事業費につきましては、老朽化した施設の更新や修理費などの義務的経費への支出が多いことから、予算の硬直化が見られるところでございます。

問題点としましては、信号機や規制標識等が大量更新時期を迎えておりまして、今後これまで以上に更新・修理費等がかさみ予算を圧迫するおそれがあること。交通安全施設に

対する県民からの要望に十分な対応ができないおそれがあること。また、県南への高速道路の延伸に伴う整備への支障のおそれがあることなどが懸念されているところでございます。

喜多委員

道路を整備されても更新しないといけないということで、新しい道路はできるし、予算を取ってこないといけないし、いろいろと問題があると思います。

その問題解決に向かって、どのように取り組んでいかれるのかをお尋ねします。

山上交通企画課長

県警察といたしましてはこれらの課題解決のために、必要性が低下した一灯式信号機を中心に、信号機の廃止や交通規制の見直し等による規制標識の撤去での総量抑制、定期検査の強化による信号柱・標識柱の延命化、また、コストを抑えた小型LED式信号機の導入等を行い、更新・修理費等を圧縮し必要な安全施設の整備を進め、今後とも戦略的な維持管理や更新等を着実に推進してまいり所存でございます。

喜多委員

限られた予算の中で、撤去する必要があるところは撤去するとかしっかりとこれから取り組んでいただいて、県民の安全を守るためにソフト面も大切だろうと思っておりますけれど、ハード面での施設整備というのは欠かすことができないものだと思っております。少ない予算で工夫を凝らして、県民の安全安心に今後とも努力を期待しておきたいと思っております。

それと、去年の総務委員会の際に再々言わせてもらったのですが、交通事故は、先ほども話がありましたけれど高齢者ということで、多くの高齢者が被害に遭っている、加害者になっているということもあると思っておりますけれど、高校生の交通マナーが余りすばらしいものではないということを経前から取り上げさせていただきました。高校生の命も高齢者と併せて大事であると思っております。

それで2点、高校生の自転車通学のときにヘルメットを着用ということで、高校生だけではなく全員が自転車乗車時にはヘルメットの着用をという条例が去年できました。ずっと前からですけども、中学生はヘルメットをかぶっていますけれど高校生でかぶっている人はほとんどいないということで、自分の命を守るためにすごい大切なことではないかと思うのですけれども、是非これを実行するような取組をしてほしい。

もう一つは、道路交通法が改正されて自転車の左側通行を守らなければいけないということが新たに決まりました。今までも一緒だったのですけれども、特に厳しくなったようでございます。安全な歩道が見込まれるところでは右でも構わないということですけども、基本はやはり左側通行でございますが、左側通行というのが全然守られず、学校で右側を通りなさいよと指導しているのかなと思うくらいほとんどが右側通行で、一部の高校生はきちんと守っておりますけれど、それ以外は守れてないという現状の中で、どのような取組をされているのかお尋ねします。

石川交通部長

喜多委員から指摘のありました、特に高校生を中心とした自転車マナーの向上についてでございますけれど、おっしゃいますとおり自転車のヘルメットにつきましては、中学生までは学校で義務付けられておりました、特に通学路では100%かぶっております。一方で高校生につきましては、全国的にかぶれというのはあるんですけれども義務付けられていないということで、通学中もかぶってない方が多いかと思えます。

高校生の自転車に関する違反につきましては、小さな紙切れに自転車を書いたイエローカードというのがあるんですけど、違反を見つけますとそれを相手に配って、今度から守りなさいといった指導をやってございます。9月末現在で約5,000件弱のイエローカードを県下で既に指導警告しているんですけども、その中で高校生は大体1,200件あります。主な違反が無灯火で全体の半分ぐらい、それ以外にも携帯電話の使用であるとか、今、御指摘のあった右側通行なども指導させていただいております。

ただ、高校生につきましては、ヘルメットをどうにかぶっていただけないのかと我々も永遠の課題で考えているんですけども、一つには中学校のヘルメットが平たく言うとダサいというのがあるんだろうと思うし、改めて自転車のヘルメットを買おうとすると四、五千円と大きな財政負担になる。そしてもう一つは、量販店に子供用のヘルメットはたくさん置いてあるんですけども、いわゆる成人用のヘルメットは余り置いてないという店が多いんじゃないかと思うんです。やはり、売れないヘルメットをずっと置いておくということは、量販店にとっても非常に負担があるということで置いておけない。

そこで考えまして、先般10月に自転車軽自動車商協同組合へ、自転車とともに現物は置かなくてもいいのでパンフレットだけでも置いてくださいと、こういったヘルメットがありますよ、それもスポーツ用ヘルメットだけじゃなくいろんな形のヘルメットがありますよということで、高齢者の方でも一般の方でも買い物に来てくれた方にパンフレットを渡してヘルメットをかぶってくださいというようなことを指導していただきお願いに行ったところです。それと、買い物中にヘルメットを取りますと邪魔になるので、ヘルメットを自転車に付けるホルダーのような物も売っているんですけども、そのホルダーについても置いてもらったり、そういう普及活動を進めていこうというふうに考えております。

特に高校生につきましては、マナーアップクラブというのを通じて、自転車については、例えばスタントマンによる危険性を知ってもらい講習をやっているんですけど、なかなか結果は出ていません。今は、高校生のマナーアップクラブを中心に、どうして自転車のヘルメットをかぶらないかということ自ら考えていただくということも進めていて、自主的にかぶっていただくにはどうしたらいいかというのと同時に、指導警告につきましても今後とも徹底してやって、マナーの向上を図ろうというふうに考えております。

喜多委員

イエローカードが5,000件弱ということで、そのうち高校生が1,200件、イエローカードの印刷が追いつかないという状態でないかと思えます。やはり、これはマナー以上に取締りを強固にするということも一つの方法ではないかと思えます。今後とも指導を徹底されて、ヘルメット着用に向けて、そして左側通行にも向けて、何においても自分の命を守るためでございますので、そういうことも含めて指導を続けられるようお願いして終わります。

西沢委員

イエローカードは、現実的には違反したのを見つけて渡して、例えばいつからいつまでというふうな形になるのですか。イエローカードをもらうと、どんな感じになるんですか。

石川交通部長

イエローカードを始めたのが平成16年頃からでして、自転車というのは足代わりといえますか、まだまだ軽車両いわゆる車両であるという認識が低かった10年くらい前は、たちまち赤切符を切つてというのは難しい現状にありまして、口頭だけではなくて何とか形で相手に警告を与えてみるというので、徳島県独自でイエローカードというのをつくったわけでございます。配られても別に本人は、そのまま放ってしまつて終わりですし、我々が名前を控えて前に違反したとか、こんな警告したとかを残すものではありません。ただ本人にカードを渡して、こういう違反になりますから守ってくださいと啓もうする措置、一つの手段として使っているところであります。

ただ、その件数は把握していますので、どこそこの生徒が何件ぐらい違反警告しましたよというのを、こちらから教育委員会のほうにバックしたりといったことに活用しております。

西沢委員

イエローカードが何回もたまったらレッドカードになるんですか。

石川交通部長

レッドカードは残念ながらございません。イエローカードだけど、5枚たまったらレッドカードというのはいないです。

西沢委員

余りにも多い人だったらレッドカードにすべきですね。それと、もらったら捨てるのではなくて、例えば違反したときは、期限を切つてイエローカードを自転車に貼る。その人が違反していると分かるようにして、期限を切つた中で違反しなかったら取つたらいいのだけど、違反したらすぐレッドカードにつながっていくような何か仕掛けをする。

さっき言ったように5,000件とか1,200件とか、要するにイエローカードをやっても減つていってないような気がするので、それ以上の強いやり方というのをやっていかないといけないと聞いていて感じました。

石川交通部長

自転車の指導警告と取締りという問題につきましては、非常にやはり難しいバランスという問題があります。道路交通法が平成27年に改正になりまして、非常に悪質危険な違反でありますと登録制度といたしまして、一定の期間に重複してそんな違反をやりますと講習を強制的に受けなければならないといった制度ができました。

これは、自転車が単なる歩行手段という以上に危険性をはらんでいるということからできた制度でございますけれども、都会部では特に多いですけれども徳島県でも既にこの登録者は10人ほどございます。ただ今のところ、登録した人が反復して違反を繰り返して講習を受けなければならないというところまでは、まだありません。それほどまでには悪くはない。ただ全国的には、そういうことで講習を受けている人もいらっしゃる。

今、アイデアを頂いた貼ってというのは、見せしめのような感じがして私は個人的になかなか難しいかと。ただ、そのときに警察官が、どうしてその違反が危ないのか、あなたの命を守るためにはどうしたらいいのか、どうして無灯火が危ないのか、どうして携帯電話をしながら運転するのは悪いのか、どうして右側通行するのが危険なのかということ、その場で紙を渡すだけではなくてちゃんと指導できるように、その場でその方に分かるようにしていくということをするれば、もっと良くなると思います。

先ほど申しましたように1,200件は高校生ですが、残りのほとんどは社会人なんです。社会人は、5年に1回の運転免許の更新のときしか交通安全教育を受ける機会がなく、これも自動車の運転教育ですから、自転車うんぬんというのを受ける機会はありません。そういうことで、社会人も高校生と併せて自転車の正しい乗り方を徹底していくために、指導教養をしてまいりたいというふうに考えております。

西沢委員

イエローカードは、高校生は1回違反をしたら渡される、2回やったら貼る、3回やったらレッドカードというぐらいの段階を追って、またやったのかというようなやり方もしなかったら多分高校生だったら、自分だけで学校は知っているけれども表にしなかったら余りにしないのではないかと思います。だから、そういう段階を追ったやり方も必要ではないか。

それと一般の人でも、何回も違反するような人には、自転車の講習を自動車の免許更新に併せてやる、特別に時間を割いてやるということも必要ではないか。

石川交通部長

高校生については、我々が指導警告しても確かに、警察官に言われたからといってその場で改心するとか良くなるかは難しいかと思えます。そこで出てくるのが交通マナーアップクラブで、いわゆる同級生になります。各自転車の安全月間などでは、マナーアップクラブの会員が校門の前で、実際に高校生にヘルメットをかぶってなかったりとか、ルールを守ってない人にマナーアップクラブが指導したりしています。そうすると、同級生に言われると顔を覚えられていますので、それが結構、効果があるというふうに聞いております。

だから、自転車の違反が3回ということで、順次それをやるということは今の段階ではなかなか難しいかと。それをするためには、その方を個人情報としてデータで持つておかなければならないことになりまして、自転車の指導警告まで我々がデータをつかんでうんぬんというのは、いかがなものかと思えます。

一方で社会人については、会社の安全教育などで今までは自動車を中心にやっていたけれどマナーアップということで、自転車のマナーアップも含めて安全教育をやってお

りますので、あらゆる機会を通じてやってまいりたいというふうに考えております。

西沢委員

私自身は田舎でいますし、たまにしか自転車を乗っていませんけど、自転車のマナーは余り知りません。講習を受けたこともないから、はっきり知りません。そういう人も多分いっぱいいると思いますよ。だから講習の在り方というのを、知らない人がいっぱいいるという中で見直さないといけないという気がします。

それと、余りにも自転車による事故も起こっています。そのあたりは、さっき言ったようにもっと厳しいやり方も、件数がものすごく多くて減っていったる気配がなければ減らす努力も必要かと思います。

ヘルメットの件も、私の息子は今19歳で10年ぐらい前の小学校のときの話ですけども、自転車のヘルメットを買いに行ったら、おもちゃみたいなヘルメットなんです。ヘルメット着用の基準が変わる以前の話ですけど、それでもこんなヘルメットでいいのかというような、おもちゃのような物でした。格好は良いですけど、本当にこれで守れるのかなという感じでありました。10年近く前の話ですから今はどうなのかわかりませんが、やはりヘルメットの機能は果たさなければいけないという感じがしました。

個人的に言えば、ヘルメットでなしに帽子をかぶるのが嫌なんです。すぐに髪の毛がペタッとなるんです。だから、そういう人もいてかぶるのが嫌かも分かりませんが、ヘルメットの大切さというのをできるだけ徹底して、一般の人がヘルメットをかぶるのを見たことがないですけど本当は守らないといけない。

話は変わりますが、今、働き方改革という中で、メディアのほうでも超過勤務の問題がありましたけれども、警察の方も、非常に職場的には長時間働かないといけない場合とありますよね。そういう中で、働き方改革とまではいかないけど、内部的にそういうきつい所はきついように人員配置を考えたりいろんなことをやっていると思うんです。今年から何かやられていると聞きましたけど、どんな形でやられているのですか。

岡崎警務課長

委員御指摘のとおり、県民の安全安心を守るためには、職員一人一人が気力に満ちた状態で警察活動に従事することが肝要であります。それに向けて、職員が心身の健康を保持し、誇りと使命感を持って生き生きと働けるよう、県警察ではこれまでに業務の合理化・効率化、定時退庁の促進、年次有給休暇や夏期休暇の取得促進などに取り組んできたところであります。また、本年度から県警察におきましては、各所属において働き方改革宣言を行いまして、それぞれの取組を行っているところであります。

今後も、能力を最大限発揮できるよう、柔軟な組織運用を図って時代の要請でもある働き方改革に取り組んでいきたいというふうに考えております。

西沢委員

と言っても部署によって、例えば刑事部だったら相手によって対応が長時間になったりしますよね。だから、そういう働き方改革という中でやっても非常に難しい部署もある。それでも昔から比べたら、かなり体に負担がかかる率が少なくなってきたのですか。前は

刑事の人は、心臓や体に負担がかかって病気になる人も多かったみたいですけど、最近はどうですか。

岡崎警務課長

委員御指摘のとおり、それぞれ所属におきまして特色がある業務をしておりますので、やはり刑事であるとかいうふうなところは、業務が多忙なのはやむを得ないところであります。したがって、先ほど答弁しましたようにそれぞれの所属において、所属ならではの働き方改革宣言を行ってもらい、幹部の意識改革であるとか、そういったところから業務を平準化する、あるいは業務を減らしていくという取組を行っているところであります。

西沢委員

そういう部署での特に病気の早期発見とか、それによって部署を変えていったり、そんなのを当然まめにしていかなければと思います。それ以外に、そういうきつい部署には人数を増やすことも大切です。一つの部署の中で、できるだけみんなの負担が公平なように、一人当たりの負担が大きくなならないような仕掛けもやっていかなければならないと思います。

ただ、警察全体の中での人数は限られていますから、そこから異動させても、それほど大きな改革ができるのか。例えば、刑事なら刑事に合った人がならないとというように、やはり人間というのは、その部署に合った人、合っていない人がいるんでしょうけども、ほかの部署でも交換できる人は交換して、全体的にきついところは一人当たりのきつさを薄めてもらうようなことも考えてほしい。

それともう一つは、できるかどうかは別にして、交通違反をした人などは罰金を払うだけではなくて、体で実際に行動して交通違反の防止の撲滅に当たると。そうすると、交通係の人の負担が軽くなって、また重要なところに人数を増やしていけるとか、そういう警察の人間だけでない応援というか、プラスアルファの部分も考えられるのかと思いますが、そんなのはできるのですか。

岡崎警務課長

警察の定員というのは限られておりまして、その中で県民の安全安心を守っていくという取組を行っておりますが、アウトソーシングという意味におきましては、大きく二つあります。

一つは、正規職員の業務を補充する非常勤嘱託職員でありまして、これは県警察におきましては約150人の非常勤嘱託員が働いてもらっているところでございます。

もう一つは、業務委託になろうかと思っておりますので、高橋のほうから答弁させていただきます。

高橋拠点整備課長

先ほどの交通違反の関係ですけれども、確か平成6年の道路交通法の改正で、特定の違反をした者については違反者講習というのがあります。これは、軽微な違反、例えば3点

以下の違反を繰り返した方には違反者講習という形の講習があります。その中で、2種類選択できまして、一つは実車の運転教養、もう一つは社会参加型貢献、これは現に交通現場に行きまして交通安全を呼び掛けるとか、清掃活動をするという形で講習をやっているところであります。現に、平成28年中も396名の方が活動しております。

アウトソーシングで言いますと、これも平成18年の道路交通法の改正で、放置駐車違反の車に標章を付ける、その確認業務を民間に委託しております。我々、施設整備をPFIでやっておりますけども、これも大きな意味ではアウトソーシングであり、設計業務や建築業務などをまとめてやっております。

それと限られた人材というのでは、警察署再編整備等総合計画推進室のほうで統廃合を進めておりまして、刑事が少ないとか呼出しが多いというのは統合という形で、人員を集約し、組織体制を多くして呼び出しを少なくするとか総合的にやっているところでございます。

西沢委員

分かりにくかったのだけれど、交通違反をした人の中で軽微な違反をした人に対しては、そういう駐車違反の取締りをしたりすることもできるわけですね。けれども、今のところは外部委託しているのが主だという話ですか。

高橋拠点整備課長

制度としてそういう制度があって、交通違反した方には、そういう違反者講習というのがあり、警察の仕事としてやってはおりますけれども、事務自体は外部委託です。違反した人は社会貢献をやってもらっていますし、警察の仕事ですけども、交通安全協会に委託をして、そういう事務をやってもらっているということでございます。

西沢委員

要するに、決められた軽微な交通違反の方は、やっているという意味ですね。

高橋拠点整備課長

そうです。現に昨年であれば396名の違反した方には、現場において社会貢献活動をやってもらっているということです。

西沢委員

その範囲をもっと広げてもいいのかなと、これは徳島県だけですするわけにはいかないのでしょうけれども、結局私が言いたいのは、そういう大変な仕事を持っているところの負担を軽減するために、いろんなことを考えてやる必要があるのではないかと。その中で一般の方にもできるだけ、そういう仕事ができる範囲内においてはやっていただいて、違反をやった方については罰金は別にして、そういったこともプラスしてやるとお金が要らないやり方もできます。委託業務の中で、委託したところの人と交通違反した人が対に組んでやると妙なこともできないしと、いろんなやり方があると思うんです。

そういうことの中で、できるだけ働き方改革的な、それで警察そのものももっとうまく

機能できるような仕掛けができるというふうに思います。

高井委員

私のほうからも、大きく2点に分けて質問をさせていただきたいと思います。

その前に、先般のラフティングの世界大会では大変お世話になりました。あんなに大勢の外国人を迎えたにもかかわらず、バスも、特に後半3連休の晴れた日には入場制限がかかるくらいいっぱいの人出だったんですが、お陰様で事故もなく、事件も起こらず、本当に県警察の皆様、もちろん自衛隊や消防やいろんな方に御尽力いただきましたが、無事終わったことにお礼を申し上げたいと思っております。

早速、質問に移りますが、1点目は、先ほど岡田委員からもお話のあった女性警察官のことについてであります。西沢委員の質問にもあったのですが働き方改革等の中で、女性警察官の採用人数をどんどん増やしておられるということで大変心強いと思いますし、男性の職場であります警察という職場に女性が入っていくことで、様々な新しい視点や住民の安全安心の面からも非常にいろんなメリットもあろうかと思っております。反面、大変な部分も出てきているのではないかと思ひまして、その点からも質問させていただきたいと思っております。

平成5年からの採用で115名というお話がありました。随分増えたと思ひますし、体感的にも女性警察官を見掛けることが増えてきましたので、順調に増えてきているというふうに思ひます。ただ、働いておられる女性警察官自身が、環境的にはどうなんだろうかということと同じ女性としていろんな疑問点や心配も持ちますし、離職率などもどうなんだろうと思ひますので、順番に質問させていただきます。

まずは、警察官の育児休業とか産前産後休暇の取得状況についてお伺いしたいと思ひます。やはり特殊性のある職場でございますので、限られた定員の中で頑張っておられると思ひますが、こうした取得がちゃんとできているのかどうかお伺いしたいと思ひます。

岡崎警務課長

女性警察官の育児休業、産前産後休暇の取得状況でございますけれども、少子化社会が進む中において県警察の組織力を確保していくためには、女性警察官を積極的に採用するとともに、職域の拡大や幹部への登用等を進めていく必要があるものと認識をしております。

また、女性警察官が警察組織において活躍するためには、働きながら子供を産み、そして育てやすい環境づくりにも配慮しなければならないものと思ひしております。

そこで、県警察では、昨年3月に徳島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画を策定いたしました。この計画には、女性警察官の採用や配置ポストの拡大、幹部職員への登用、さらには、妊娠中や子供の出生時における時間外勤務の制限、その他、育児休業制度の活用促進などを盛り込み、警察組織全体で女性警察官の活躍や出産、育児に必要な支援を図ることとしております。

御質問の女性警察官の出産や育児に係る休暇取得につきましては、女性警察官の採用を開始して以降、現在までの間、産前産後休暇は完全取得しております。また、出産後も全ての職員が3年までの間で育児休業を取得している状況にあります。

高井委員

なかなかすばらしい成績でほっといたしました。積極的に取れるような環境をつくっていただいているということですが、例えば、産前産後休暇や育児休業を取られる女性職員がどんどん出てくると思います。そうしたときに、ほかの職員の方への負担や警察全体として体制に影響はないのかどうか、そうしたことも心配なのですが、その点についてはいかがでしょうか。

岡崎警務課長

女性警察官が産前産後休暇及び育児休業の取得を予定している場合には、定期異動等によりまして、現業ポストから非現業ポストに異動させているところでありまして、また、休暇により空席となったポストには非常勤職員を採用するなどして、他の職員に負担が増加しないように配慮しているところでありまして。

また、県警察では、限られた人的資源を有効に活用するため、西部4署の統合に続きまして、来春には石井と徳島西、板野と徳島北の各警察署を統合する予定としております。統合による組織体制の強化は、治安対策上の効果のみならず、休日出勤であるとか緊急呼出しの抑制、更には計画的な休暇取得など、職員のワーク・ライフ・バランスの実現と業務の質的な向上にもつながるものであると認識をしております。

このように、人事的な措置、それから新たな組織体制を構築することによりまして、職員全体の業務負担の軽減等に努めているところでありまして、女性警察官が出産や育児によって長期間休暇を取得する場合においても、他の職員に負担が増加することがないように最大限努力してまいりたいというふうに考えております。

高井委員

県警察も去年度からいろんな体制整備を進めて、大きな組織統合、再編といいますかいろんな形での時代に合わせた体制整備を図っているということ、昨年度の総務委員会でも伺ってきました。その点を、しっかり順調に進めていただいているということ、理解ができましたけれども、女性職員が育児休業や産前産後休暇で休みを取る際には、非現業職場に異動したり、非常勤ポストで補うという話もございました。組織体制の在り方として、大きな目でこれからの県警察の在り方として、しっかり女性を増やす中で相対的なことを考えていかななくてはならないときがきているんだろうというふうに思います。

そこで、最後に離職者についてお伺いしたいのですが、どの職場でも離職率ということが問題になっております。一般企業の中でも、ブラック企業と言われるところは離職率が高かったり、逆に定着率が高い職場はいろんな研究もなされてモデル的なところとして全体的に広げていく。そうしたことも働き方改革の一つの中で、非常に定着率が高い職場に学んでいこうと、いろんな動きがあるんだろうと思います。

その中で、警察という職責は一般企業とは比べ難い重責、また危険度であったり、何か起こったら即対応しなくてはならないという課題もあると思います。また、残念なニュースですが、何か月か前に警察の中で女性警察官が盗難事件の被害に遭う事件がございました。女性が今までいなかった職場に女性が来た場合、男女ですからいろんなことが起こり

得る可能性があるとして、ある一種の象徴的な事例のような、内部でそういう問題が起こってしまったというのは非常に残念なことでもあります。しかし、起こるべくして起こったような時代ではないかというふうにも感じます。

そういった点からも、組織の在り方と警察全体としての採用の形など、いろんなものが問われると思うんですが、こうした女性警察官の離職率がどのようになっているのか。離職率が高ければいろんな問題があるだろうと思いますし、それを配慮していかなくてはならない部分があるだろうと思いますので、まずはその点についてお伺いしたいと思います。

岡崎警務課長

女性警察官の離職状況でございますが、女性警察官の新規採用を開始した平成5年以降24名の女性警察官が退職しております。定年退職等を除く退職者は19名でございます。そのうち出産育児を理由とする退職が7名、婚姻を理由とする退職が3名となっております。その他の者については、転職、自己都合等を理由に退職している状況にあります。

定年退職等を除いた離職率につきましては、女性警察官の場合、平均1.4%となっております。その同じ期間で男性警察官の離職率を出してみますと平均0.6%でありますから、女性警察官の離職率が男性警察官に比べて2倍以上高いということになっております。

高井委員

一般の離職率から言えば、すごく高いと言えないのかもしれませんが、やはり男性警察官の2倍の離職率ということであれば、女性特有のいろんな課題があるのではないかと思います。今も幾つかの事象があったかと思いますが、自己都合、介護、育児であったり若しくは家庭のこと、そのほかにもいろんな職場のことがあるのかもしれませんが、できるだけいろいろな形での配慮が必要だと思います。人材の点から考えても、志を高く持って、かつ優秀な成績で入られて、警察官の現場に出るまでにいろんなトレーニングが必要だと思いますし、現場の訓練を重ねられた方が途中で辞められるということは非常にもったいない話でございます。

今まで定着率が高い職場というのは、人間関係が非常に風通しが良かったり、休日とか自分に突発的に起こる事象に対して時間が取りやすいとか柔軟な対応をしていただける職場であるとか、定着率が高く離職率が低い職場というのは幾つかの理由があると思います。もちろん給料や待遇面もだと思いますが、そうしたことも含めて、これからも離職率を下げるときのいろんなことを検討していただきたいと思います。岡田委員からもお話があったように施設の体制整備も非常に大事ですし、その点に関しては進めていただいているという答弁もありましたので、是非この点を、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、運転免許更新センターの件でございます。9月19日の新聞に、運転免許更新センターが阿南、阿波の両市に新設ということで大きく載りました。この中で、更新センターの開設後は各警察署と分庁舎では手続きができなくなり、更新センターまで遠い山間部などに出張窓口を設置し高齢者に配慮することを検討していると新聞に載ったことで、皆さん大変な関心を持つようになっております。

昨年の総務委員会の中で、運転免許の更新についてはいろいろと質問をさせていただきましたし、県南と県西部の今までできていた所が更新できなくなるというのは非常に遠距離の方々にとっては負担が大きいですし、これはちょっと納得できないという思いもありましてお聞きをしておりましたが、この点について順番に質問させていただきたいと思っております。

まず、運転免許更新センターから遠隔地に住む、例えば三好市であれば池田でできていたものができなくなるということになり、阿波市まで行くとなると大変な距離であり、東西祖谷という遠い地域もありますので、こうした地域に関して何らかの配慮が必要であると思っておりますし、是非考えていただきたいと思っております。

そもそも、この運転免許更新センターに集約させるもともとの意義であったり、今の遠隔地に住む方の対応をどのように考えているかということについて、御答弁いただきたいと思っております。

岡崎警務課長

運転免許更新センターについてでございますが、県警察では、平成26年1月に運転免許センターを移転後、警察署での更新者が減少していることや多くの方々がより近い場所での更新免許の即日交付を望んでいることなどを踏まえまして、警察署等の窓口を集約の上、阿波市及び阿南市に運転免許更新センターの設置を検討中であります。

県西部は三好市、県南部は海部郡の方々には、運転免許更新センターまで遠いとの声があることから、警察職員が地元まで出張して窓口を開設する全国でも例のない出張型の更新を検討しているところであります。

出張型の類型は二つ考えておりまして、一つは、更新手続の負担が大きい高齢運転者への対応といたしまして、三好市の山城地区などに赴きまして高齢者講習受講済みの方々に対する更新手続を実施すること。もう一つは、地元の自動車学校、県西部は三加茂自動車学校、県南部は海部自動車学校ですが、これらの施設を活用させていただきまして、従来、警察署の窓口で実施していたような更新手続を行うものであります。

県警察におきましては、現在、三好市山城地区と那賀町平谷地区におきまして、高齢運転者を対象とした出張型更新手続の試験運用を11月までに計6回実施しておりまして、御利用いただいた方々の御意見等を踏まえて、検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

高井委員

出張型の手続を検討していただけるというのは有り難いことではあります。それも三加茂までということでしょうか。やはり東祖谷などからすると、三加茂まで1時間半、2時間近くかかる方もおいでますし、それでもなかなか負担は大変だと。池田から三加茂まで30分くらいの距離ではありますが、いろんな形で更新ができるような充実を図ってほしいと思っておりますし、特に優良講習者にとってみれば、阿波市まで行かなければならない、松茂町まで行かなければならないということは、非常に負担になることは間違いないと思っております。

そこで、今おっしゃっていただいた試験運用、出張型免許手続を試験的にスタートして

くれるということで、6回のうちの1回、日にちを見ると平谷の出張所での試行が10月11日に終わっているんですね。この結果について、何か情報を得ていますでしょうか。問題点やいろんな感想というのがあれば教えていただけたらと思います。

岡崎警務課長

委員御指摘のとおり先日10月11日に、6回実施する中で初回の更新試験を那賀町の平谷地区において行ったところでごさいます、9名の方に更新手続を利用していただいたところであります。

利用していただいた方々からは、是非続けてやってもらいたい、このまま続けてもらいたいなど、出張型更新手続に期待する意見を多く頂いたところであります。

この度の試験運用は、担当者4名で更新手続を行いました、利用者の方を待たせることもなく、特段問題となる課題は見つからなかったところであります。しかし、試験運用ということもあったことと思いますが、住民の方々への周知が不足していたのではないかと感じているところでごさいます。

高井委員

事務的には特にトラブルもなかったということではしておりますし、これを運用できるという可能性は大いにできたのではないかと思います。ただ、今までやっていた各署での手続を、こういうふうにならした所へ一括化していくということの背景には、委託業務という交通安全協会がやってくれていることや、免許更新料で収入を得て事務をいろいろ進めていたことが、何よりも免許人口が減ることが一番大きくて、どうしても集約化していく。また、もちろん即日交付ができる利便性の向上に資するとか、いろんな背景があるのも承知しておりますが、非常に広い徳島県内の状況を勘案しての対応というのを何とかやっていただきたいと思います。

そして、現行制度で免許更新をする際には、収入証紙を買ってそこで手続をすると思うのですが、恐らく出張型の更新手続の場所として、三好市では山城総合支所、那賀町も役場の側の平谷出張所という、この二つを選んだ理由の背景に収入証紙を得られる所でなければというのがあったと思うのですが、その点はそういう理解でよろしいのでしょうか。

高橋拠点整備課長

今、お話がありましたように、運転免許の更新等においては、徳島県の収入証紙が必要となります。

現行制度においては、収入証紙は警察職員による販売はできませんので、現在、阿波銀行でありますとか、今お話のあった交通安全協会にて販売していただいているところあります。

試験運用については、収入証紙が容易に手に入るように最寄りに阿波銀行がある場所を選定したところでありまして、今後とも、更新手続の本格運用の際には、この証紙の在り方も併せて検討する必要があるかと考えております。

高井委員

収入証紙が必要であるということであれば、逆にこうした出張もできるということの回答を得たように思います。例えばパスポートもそうだと思うのですが、収入証紙を買って持参してもらうということも一つのやり方ではないかと思えます。今、窓口に行ってそこで収入証紙を買っていたのを持ってきてもらうとか、いろんな工夫が必要になってくると思えますので、できるだけ警察署での運転免許の更新窓口が存続できるようにお願いしたいと思えます。

やはり、私たちもいろんな意見を吸い上げながら、逆に更新していただく方に収入証紙を買って持ってきてもらうというのは御負担かもしれませんが、それでも利便性の高さ、近くでできることなり、いろんなことを天びんにかけながら、一番県民が利便性が高くいられるような方向性で進めていただきたいと思います。

最後に、警察署の運転免許の更新窓口を存続させるべきと私は思うんですけども、どう思うか御意見を伺いたいと思えます。

岡崎警務課長

運転免許更新センターの構想につきましては、運転免許人口の推移等を踏まえまして、窓口を集約するという予定でございます。そこで、先ほど来申し上げております、遠方となる方のフォローアップとして、高齢運転者を対象とした出張型更新手続、それから地元の自動車学校での手続を検討しているところであります。

こうした出張型窓口の開設場所につきましては、今後、先ほど拠点整備課長から答弁させていただきました収入証紙の取扱いの問題であるとか、試験運用して様々な御意見を頂くとありますが、これらを踏まえた上で弾力的に検討すべきものというふうに認識しておりまして、御要望の警察署の窓口もその一つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

古川委員

決算額に関して1点だけ質問します。

決算附属書類の216ページ、警察費の警察管理費、運転免許費で、当初予算額が約8億2,900万円、そして減額補正が1億700万円余りですけど、ちょっと減額補正が大きいかと思うんですけど、この理由を教えてください。

佐野会計課長

減額理由につきましては、主なものが運転免許関係に関する事業について、高齢者講習事務委託の不要額ということになります。なぜかと申しますと、高齢者講習は、更新期間終了日の6か月前から受講が可能となるため、翌年度に更新予定の方が当該年度に受講した場合に不足が生じることはないよう見積もっておりますので、こういうふうに減額となったところでございます。

古川委員

すごく分かりにくかったですけど、高齢者講習の予算を組んでいたけれども1億円余り使わなかったということですか。そのあたり、もうちょっと詳しく教えてください。

か。

佐野会計課長

高齢者講習の関係につきましては、全て教習所等に委託しておりますので、更新者数が減れば当然ながら支出が減ることになります。先ほども申しましたように、6か月前から更新手続がとれますので、その分の予算を、足らなくなったら困りますので取っておりますので、その分を減額させていただいたところでございます。

古川委員

そうしたら、高齢者講習を教習所に委託しています、受ける人が見込みより1億円ぐらい少なかったということですか。

佐野会計課長

そのとおりでございます。繰り返しますけれども、講習が6か月前から教習所で受けられますので、不足が生じたら困りますので年度内に受けられる分の予算をとりあえず取っており、その6か月分が当然余ってくるという可能性があります。ということで、減額させていただいております。

古川委員

6か月前から受けられるから年度またがってという分もあるということですか。そうしたら、高齢者講習を受ける人数は決まっていると思うのですが、これを受けない方がたくさんいらっしゃるということでもないわけですね。

佐野会計課長

ちょっと分かりにくいと思いますが、年度を越しますので、受けなかったということでなく年度までに受けたら予算が足らなくなりますので、その分を取っております。ということで、6か月分のうち幾らかは余るということで高額な金額になっております。

古川委員

6か月間あるので、どちらの年度で受けるか分からないので重複して予算を取っているということですか、分かりました。そういうことでの減額だったら問題ないかと思いません。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

午食のため、休憩いたします。（11時55分）